

コンシューマ向けビジネスにおけるIoT/M2Mと法的課題
～ソフトウェアと製造物責任を中心に～

2015/12/15

須川 賢洋



1

はじめに

(半ば確認みたいなものですが...)

- もともと、法律は有体物を前提にしている
- コンピュータ → インターネット → クラウド
となる度に法律や責任関係が複雑になった



- IoT/M2Mでは、いっそう顕著に！

おまけの議論として

- 最近よくある問いかけ

—『AIに過失があったら、そのAIに製造責任が問えるのでは？』

ついでに考えてみて下さい

SUGAWA Masahiro, *Niigata University*

3

製造物責任法

- 製造『物』責任法であって、製造責任法では無い！
- この「物」という概念が重要

SUGAWA Masahiro, *Niigata University*

4

民法 第85条

- この法律において物とは、有体物をいう

製造物責任法

- **P**roduct **L**iability Act
- 平成6年(1994年)7月制定、翌年7月施行
- この制定時期は、ちょうどソフトウェア産業が伸びようとしていた時期だということ
を考慮する必要がある

PL法

第一条 より

- 製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任...
- 通常の方法では、過失をもって損害賠償の責を負う

参考: 民法709条

- 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- →消費者に不利なため「欠陥」の立証のみで足りるとしたのがPL法
 - →『AIに過失があったら、そのAIに製造責任が問えるのでは?』という問いかけ自体が成立しない

PL法

- 第二条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう
- → ソフトウェアのみでは対象外
ただし、ソフトウェアがROM等に収納されハードと一体になった製品は対象となる
(例)コンピュータ制御燃料噴射装置付きエンジン

PL法

では、そもそも「欠陥」とは？

- 当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること(2条2項)

PL法

免責事項(4条)

- 製品引渡時に予想だにできなかった場合
- 欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じた場合
→ これがIoT/M2Mではうまく説明できるか？

PL法

それ以外にも

- 製造者には、輸入業者も含まれる(2条3項)
→ M2Mで言うところの「輸入」とは??
- 時効もある(5条)
→ 起算点に今まで通りの理屈が通用するのか??

なぜ、IoT/M2MにPLの適用が難しいのか？

最大の課題

